

『企業再編の思考と手法 4』

## 民事再生法の一步前 (制度としての特定調停)

2000年4月、今から2年前に民事再生法が施行された。帝国データバンクの調査によると、昨年9月時点(施行後1年半)で民事再生法を申請した企業は1,294社に昇っている。その後も、新聞報道等でも分かるように申請件数は増加の一途にあり、施行2年となる3月時点ではおそらく2,000社を超えたのではないだろうか。その意味で、民事再生法は大いに活用されている再建法と云っていい。それに対して、民事再生法と同じ頃施行された特定調停法はどの程度利用され活用されているのか良く判っていない。

特定調停法、正確には「特定債務等の調整の促進のための特定調停に関する法律」が成立したのは1999年12月、施行されたのが2000年2月で、民事再生法施行より一步早かった。前述のように民事再生法の申立状況には調査データがあるが、特定調停法にはそれがない。いろいろ調べてみたが、「申請者(利用者)がよく判らない」所にこの特定調停法の特色があるようだ。

この法律は内閣が提出した法案ではない。議員立法により成立した法律なのだ。だからかあまり世間の耳目を集めず、私なども、2000年3月に東証2部上場の井上工業という中堅ゼネコンが施行されたばかりの本法の適用申請を行ったことで初めてその存在を知った。「へえー、特定調停法ね」当時はその程度の関心しか湧かなかったが、昨年その内容を検討する機会があり、十分活用できるのではないかと思うに至った。

特定調停法は、「経済的に破綻するおそれのある債務者(特定債務者)の経済的再生に資するため、民事調停法の特例として特定調停の手続を定めることにより、特定債務者が負っている金銭債務に係る利害関係の調整を促進する」というのが立法趣旨である。何だか小難しい表現だが、簡単に言えば、債務者の金銭債務を裁判所(調停委員)を介して調停して貰う(免除して貰う)ことを目的としている。この法律は立法課程で「ゼネコン徳政令」と陰口を叩かれたらしいが、調停で債務を免除して貰うという意味では正に徳政令

に近い云われても仕方ない。しかも、調停は非公開、つまりは秘密裏に行われるので、良く云えば迅速且つ柔軟な処理、悪く云えば密室処理という側面を持っている。だからこそ、前述したように申請件数等のデータがないのかもしれない。専門筋の云うところではかなりの件数の申立てがあるようだ。

ところで、「経済的に破綻するおそれのある債務者」とはどんな債務者を云うのだろうか。法文によれば、支払不能に陥るおそれのある者、事業の継続に支障を来すことなく弁済期にある債務を弁済することが困難である者、債務超過に陥るおそれのある法人、ということになっている。つまりは金銭債務(借入)があって支払が困難になっている者であれば個人・法人を問わず誰でも対象になる。このように対象は「驚くほど柔軟」であるが、しかし世の中そんなに甘くはない。この法律はあくまで「利害関係の調節」を司法機関が間に入って調停するもので、債権者への強制力はない(債権者が異議申立を行うと裁判所の決定は効力を失う)のだ。

債権者と債務者の間に存在する金銭債務の「内容変更」「担保関係の変更」「その他金銭債務に係る利害の調整」が特定調停の目的であるが、常識的に云って、債務者が突然特定調停の申立を行っても債権者が真剣に応じるとは考えられない。反発乃至無視されるのがオチだ。このことは、特定調停においても「合理的な再建可能性」呈示と事前調整が必要になることを示している。

従って、中小企業再建手続きの順序としては「1.金融機関との話し合い 2.特定調停 3.民事再生」という流れで検討することになる。

特定調停は、厳格な手続きが必要とされていない、関係者に知られず相談できる、一般に倒産と認知されない、費用も安い、等の使い勝手の良さを持っている。その点、過剰な銀行債務に苦しむ企業にとっては魅力的な制度である。しかし、会社は制度で再建できるわけではないという当り前の原則を忘れてはならない。

何故、特定調停を申請するのか。何故、申請する事態に陥ったか。調停成立後の展望やビジョンは明確か。そうした基本的なことをないがしろにしては再建など覚束ない。その点、再建法はどれも変わらない。